

項 目	技術基準省令解釈別表第八 「ちらつき」の要求事項の適用について
<p>1 内容</p> <p>技術基準省令解釈別表第八では、照明として使用されるLED関係の電気用品の要求事項として「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること」とあり、さらにその解説が下記のとおり示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 次に掲げるものは、「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 足元を照らす目的のもの</li> <li>b 舞台又はスタジオ照明用のもの（ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。）</li> <li>c 表示灯</li> <li>d 常夜灯</li> <li>e aからdに掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの</li> <li>f 地中埋込用のもの</li> <li>g 水中照明用のもの</li> <li>h 陳列物照射用のもの</li> </ul> </div> <p>ここで、上記eに該当するものとして、機器に「長時間人が照明目的に使用することはできません。」の表示が付されている場合の取り扱いについて知りたい。</p>	
<p>2 回答</p> <p>機器に「長時間人が照明目的に使用することはできません。」の表示が付されていても、当該機器がその用途・機能・性能から「一般照明用」として使用可能なものであれば、「ちらつき」の要求事項が適用されます。</p> <p>(理由)</p> <p>当該機器が「一般照明用」か否かについては、その機器の表示ではなく「用途・機能・性能」で判断すべきと考えられるため。</p>	